

令和3年度

第1回松本市地域包括支援センター運営協議会議事録

松本市地域包括支援センター運営協議会事務局

令和3年度
第1回松本市地域包括支援センター運営協議会 次第

日 時 令和3年6月28日(月)
午後1時30分～
会 場 大会議室 (本庁舎3階)

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 運営協議会・地域包括支援センターの概要について
- 6 会長・副会長の選出について
- 7 会議事項
 - (1) 協議事項
 - ア 令和2年度地域包括支援センター活動実績及び事業報告並びに
令和3年度事業計画(案)について 資料1, 2
 - イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について 資料3
 - (2) 報告事項
 - ア 令和2年度地域包括支援センター収支決算及び
令和3年度収支予算について 資料4
 - イ 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画について 別冊
- 8 閉 会

- 1 開会 事務局 午後1時30分 開会を宣言
委員12名のうち11名の出席があり、協議会設置要綱第6条第2項の規定に基づき会議成立
- 2 委嘱状交付（机上交付）
- 3 あいさつ 部長
- 4 自己紹介 委員、事務局職員、地域包括支援センター長
- 5 運営協議会・地域包括支援センターの概要について
- 6 会長・副会長の選出について
協議会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、選出にあたって委員の互選により定める旨の説明を行い、立候補及び推薦がなかったため、事務局案を提示し、委員から挙手による承認を得た。
会長：尻無浜 博 幸 委員（松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科長）
副会長：唐 澤 保 之 委員（松本市医師会理事）

7 会議事項

(1) 協議事項

- ア 令和2年度地域包括支援センター活動実績及び事業報告並びに令和3年度事業計画（案）について

【議長】

協議事項ア、資料1について、事務局から説明願う。

【事務局】資料1に基づき説明

【議長】

令和2年度12地域包括支援センター全体の活動実績の報告を受けた。この後、各包括から令和2年度事業報告と令和3年度事業計画の説明を受ける予定になっている。

数の実績等を主として説明していただいたが、コロナによる影響という説明が目立った。その他の理由は何かというところを知りたいところではあるが、昨年度の新型コロナウイルス感染状況については致し方ないことだと思う。

委員の方から何かあるか。

【委員】特に意見等なし

【議長】

では引き続き、各地域包括支援センターの事業報告と新年度事業計画（案）について、センター長から説明を願う。

【地域包括支援センター長】 資料2に基づき説明

【議長】

以上、12地域包括支援センターのセンター長から令和2年度の事業報告、新年度事業計画をご説明いただいた。

総体的には、新型コロナウイルス感染症という社会的な状況下でも、工夫や突破口を見出すことができないであろうかという方向性の説明であったと推察するところ。

本日は資料の量が多いため、具体的なことやどこから手を付けて良いのか難しいところもあるが、全体的な取組みの方向として、昨年度3月に地域包括支援センター運営協議会において、令和3年度特に重点的に取り組むべき業務方針として1番から6番までを保険者側の方針として決定した。本日はその方針に基づくそれぞれの地域包括支援センターの計画を説明していただいた。

意見、質問等あるか。

【委員】

地域包括支援センターの事業報告について、質問する。地域包括ケアシステム構築方針中の、地区において健康とくらしの調整やKDBデータという言葉が出てきたが、このKDBデータについて説明をお願いしたい。

【議長】

地域包括支援センター長。

【地域包括支援センター長】

KDBデータとは、健康づくり課で把握している受診歴など、健康状態をデータにしたものの。

【議長】

市で把握するデータということによろしいか。

【事務局】

KDBとは、国保データベースという頭文字を取ってKDBと言っているもの。松本市には社会保険に加入している方も多いが、国民健康保険は市が保険者となっており、加入者の特定健診や（長野県後期高齢者医療広域連合が保険者で市が委託を受けて行う）後期高齢者の健診、受診状況などをデータベース化することで、受診動向や疾患の特性、各地区の特徴を把握できる。地区毎の地域ケア会議の際にKDBデータ等を利用することで、課題や何を重点的に取り組むべきかなど検討することができる。地域包括支援センターでは、健康づく

り課と連携してやっていただいたというように理解しているところ。

【議長】

他にいかがか。

【委員】特に意見等なし

【議長】

本件は審議案件である。事業報告も含め、新年度の計画について承認いただける委員は、挙手をお願いしたい。

【委員】挙手全員

【委員】

一点だけ。意見ではないが、ただ今地域包括支援センターから説明をいただき、本当にご苦労様。

私が聞いていて思うところは、資料1ページに「高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できる」と記載されているが、それを踏まえた上で報告や計画を聞いていると、具体性がないと感じる。どこで協議会を何回やったとか、指導者を育成したとか、そういう記載はあるが。重点的に行うべき業務方針の2番、生活支援体制の推進というところがあるが、もう少し具体的に、こういうことしたらこういうことが良くなった、或いは皆が喜んでくれたなど、そういった報告ができれば大変有難いと思うところ。

また、他の地域包括支援センターから報告があった内容で、高齢者の車の免許返納について、高齢者の足がなく大変困っている、買い物に行くのにも行かれない、自転車で行くと危ない、自転車に乗れないという高齢者が段々多くなってくると思う。そのような方達が安心して生活できるような体制をどう取り組んでいったら良いのか、地域包括支援センターはどのようなことを具体的にやれば良いのかということなど、もう少し具体性のある報告や計画があれば大変有難いと思う。以上。

【議長】

只今の委員からの意見について、保険者の方から何かあるか。

今日すぐという訳にいかないが、委員からの指摘や意見に留意し、次回に活かしていただくなど検討してもらえれば良いと思うが、保険者からコメントをいただきたい。

【事務局】

事業報告、事業計画について、それぞれ紙面にまとめるようにと市からお願いをしたものである。地域包括支援センターでの具体的な施策については沢山あるところだが、紙面へ書ききることができなかったということや、本日のような制限された会議の時間内では報告しきれなかったと思う。

各地区においては、地域ケア会議や地域づくりセンターだより、ひろばだよりなどを利用

しながら、実施している活動なども報告している所もあり、今後も継続していければと思う。
今後の事業報告、事業計画の具体的な記載について意見をいただいたということで留意したい。

【議長】

留意をお願いしたい。先ほど、このアの協議事項に関しては、委員から認めていただいたということを確認した。

(1) 協議事項

イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について

【議長】

協議事項イについて、事務局から説明願う。

【事務局】 資料2について説明

【議長】

本件は、介護保険制度の中で決まっていること。基本的には、今説明があった予防支援のケアプランに関しては、地域包括支援センターでプランを策定するということが決められている。ただし、一部例外などにより、認めることができるというもの。その内容がこの資料に示されている一部委託についてということ。

委託は、どのようなものでも全て委託できる訳ではなく、委託の理由について当協議会で正当性を諮り承認を得た上で、利用者の速やかなプラン作成が進められていくということで、議題として挙げられてくるもの。先ほど説明があったように、本日の議題は、事業所との新規契約、事業所同士の統合によるもので、2事業所の事案が発生したということ。

事前に、書類等の確認には問題はなかったということを伺っているところだが、委託の妥当性について、委員にご判断いただきたいという趣旨。いかがか。

【委員】

新規2事業所への委託として、新規と統合に伴ってということだが、同時に委託終了となった事業所や、現在どのくらいの件数を委託されているのか、数を教えていただきたい。

また、委託をしなくなったという報告はあるのか。

【事務局】

すぐに正確な数をお答えできないため、後日補足資料として提出させていただくことで、ご理解をお願いしたい。

【議長】

承知した。委員、よろしいか。

【委員】

承知。

【議長】

それでは審議に入る。一部については、後日、データ等の確認となるが、承認して良いと思われる委員は、挙手をお願いしたい。

【委員】 挙手全員

【議長】

それでは、承認とさせていただきます。

(2) 報告事項

ア 令和2年度地域包括支援センター収支決算及び令和3年度収支予算について

【議長】

残りの時間で、報告事項2件を進めていきたいと思うが、地域包括支援センター運営協議会として地域包括支援センターの運営のを中心にディスカッションしていきたいという方向ではあるが、本日は年度始めということがあり、膨大な資料と先ほど約1時間かけて各センター長から説明をいただき、新年度の事業計画にも触れたところ。再度、資料4ページをお願いしたい。松本市の人口は約24万。それぞれの地区に地域包括支援センターを設置し、各委託先である法人に運営委託している。資料7ページについて、地域包括支援センターの設置目安として人口約2万人から3万人に1カ所設置することと言われており、また65歳以上の高齢者が3千人から6千人に専門職各1人を配置するということが介護保険法の規則で示されている。

要件に基づき設置された各センターで、65歳以上の人口がどのくらいいるのかなど、例えば、ある地域包括支援センターエリアの高齢化率は22.7%ということで、全体に対し比較的低いというような各地区の特性を踏まえながら、それぞれの地域包括支援センターの運営を受託してもらっているところ。何が言いたいのかというと、地区の状況が全て同じという状況ではなく、各地域包括支援センターの方々は、それぞれの地区の特性等を加味しながら、様々な手を打って、地域ケア会議の内容等を工夫し対応して下さっているところではないかと思う。

本日の会議の中で、十分に色んなものを確認することはできない時間だが、改めてそういった内容について、この機会に確認いただけたらと思う。

それでは、協議事項アについて、事務局から説明願う。

【事務局】 資料3について説明

【議長】

報告案件だが、質疑などあるか。

【委員】特に質疑等なし

【議長】

包括の運営に関する観点から、事業収支の報告を受けたというようにさせていただけたらと思う。

【委員】了承

(2) 報告事項

イ 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画について

【議長】

協議事項イについて、事務局から説明願う。

【事務局】資料4について説明

【議長】

既に、始まっている第8期、向こう3年間の介護保険事業計画の説明をいただいた。介護保険等に基づく計画であり、私どものこの協議会もこの計画に沿った形で進めるもの。地域包括支援センターの機能強化などについても謳われているため、この事業計画に沿った形でこの会議の運営も進めていくもの。

先ほど事務局からの説明で大体お分かりいただけたかと思うが、私が言うことでもないが、59ページの施設整備計画のところ、令和3年度は介護老人福祉施設で40床を増床整備する計画ということ。施策の方向性として、高齢者等実態調査の結果等を踏まえて、低負担でも入所できる施設整備等の推進という基本方針に沿った形でという記載があったかと思うが、こういったところも意識してということ。ただその施設を作れば良いという訳ではなく、施策や現状をしっかりと把握した上で、作るべきところは作っていくというもの。データを踏まえてのことだが、令和3年度には40床しか増床しないという、こういったところを深掘りしながら、この計画をご理解いただけたらと思う。いかがか。

【委員】

施設計画から、これからのサービスの需要を見ると、やはり在宅の方にシフト（移行）してきている状況と思うが、その担い手をどうするのかというところが同時に課題だと思う。そういったことを協議していければ良いかと思う。

【議長】

それでは、よろしいでしょうか。

【委員】特に質疑等なし 了承

【議長】

本日上程された事項は全て終了した。

8 閉会 事務局 午後3時30分 閉会を宣言